

酒類の公正な取引に関する基準を定める件の一部改正について

令和4年3月8日

国税審議会酒類分科会

## 酒類の公正な取引に関する基準を定める件の一部改正について

当分科会は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の8の規定に基づき、令和3年12月23日付課酒5-55をもって国税庁長官から国税審議会に諮問のあった「酒類の公正な取引に関する基準を定める件の一部改正」について審議した結果、別紙のとおり改正することが適当であるとの結論に至ったので報告する。

令和4年3月8日

### 国税審議会酒類分科会

分科会長	吉村 典久	(慶應義塾大学法学部教授)
分科会長代理	小関 卓也	(山形大学農学部教授)
委員	大倉 治彦	(日本酒造組合中央会会長)
"	鹿取 みゆき	(一般社団法人日本ワインブドウ栽培協会代表理事)
"	川嶋 三恵子	(株式会社読売新聞東京本社論説委員)
"	木村 純子	(法政大学経営学部教授)
"	立道 昌幸	(東海大学医学部教授)
"	手島 麻記子	(株式会社彩食絢美代表取締役)
"	中空 麻奈	(BNPパリバ証券株式会社グローバルマーケット統括本部副会長)
"	廣重 美希	(一般社団法人消費者力開発協会理事・事務局長)

## 酒類の公正な取引に関する基準を定める件(平成29年3月国税庁告示第2号) 新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 案	現 行
酒類の公正な取引に関する基準	酒類の公正な取引に関する基準
1～3 (省略)	1～3 (同左)
4 酒類業者が、酒類製造業者及び酒類卸売業者から酒類の取引数量又は業務効率化その他これに類するものへの寄与に応じて金銭等の支払い（この項において「リベート」という。）を受けた場合において、リベートに関する基準が明確に定められており、かつ、取引の当事者間において事前に共有されているときは、当該リベートの受取り（当該リベートの受取りの対象となる酒類の仕入れと密接に関連するもの <u>であり、かつ、第六項の販売価格の算出上、控除した値引きの額である旨が書面等によりリベートの支払者から伝達されている場合に限る。</u> ）を当該酒類の仕入れに係る値引きとみなして、前項の規定を適用する。 (費用配賦の方法)	4 酒類業者が、酒類製造業者及び酒類卸売業者から酒類の取引数量又は業務効率化その他これに類するものへの寄与に応じて金銭等の支払い（この項において「リベート」という。）を受けた場合において、リベートに関する基準が明確に定められており、かつ、取引の当事者間において事前に共有されているときは、当該リベートの受取り（当該リベートの受取りの対象となる酒類の仕入れと密接に関連するものに限る。）を当該酒類の仕入れに係る値引きとみなして、前項の規定を適用する。 (費用配賦の方法)
5 酒類業者が、酒類事業と他の事業を併せ行っている場合において、これらの事業に共通する費用が発生するときは、当該費用については、当該酒類業者が選択した合理的な配賦方法（その算出根拠が明らかにされている場合に限る。この項において同じ。）（当該酒類業者が合理的な配賦方法を選択していない場合には、売上高のうち酒類に係る売上高が占める割合に応じた配賦方法）により、酒類の売上原価又はその販売に係る販売費及び一般管理費に配賦するものとする。	5 酒類業者が、酒類事業と他の事業を併せ行っている場合において、これらの事業に共通する費用が発生するときは、当該費用については、当該酒類業者が選択した合理的な配賦方法に従って、酒類の売上原価又はその販売に係る販売費及び一般管理費に配賦するものとする。
6～11 (省略)	6～11 (同左)